



一般社団法人 日本地下鉄協会

地下鉄短信 (第459号) 令和2年9月30日(水)発行

編集 (一社)日本地下鉄協会 責任者 川村 廣栄

電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187



記事

○総務省から「令和3年度の地方財政の課題」及び「令和3年度地方債計画(案)」について、別添のとおり、本日公表されましたのでお知らせします。

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加を希望される場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、是非ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: kawamura@jmetro.or.jp

令和3年度の地方財政の課題

【通常収支分】

1. 感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災、国土強靱化等の重要課題への対応

地方団体が、新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ、「新たな日常」の実現に取り組むとともに、激甚化・頻発化する災害への対応のための防災・減災、国土強靱化を推進するほか、東京一極集中の是正に向けた地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保。

2. 地方の一般財源総額の確保

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収が見込まれる中、地方団体が、上記1に掲げた重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

特に地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。

(2) 地方分権推進の基盤となる地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築。

3. 次世代型行政サービスの推進と財政マネジメントの強化

情報システムの標準化をはじめとする自治体デジタルトランスフォーメーションなど次世代型行政サービスを強力に推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、水道・下水道の広域化等の公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保。

(連絡先)
自治財政局財政課
担当：山本財政企画官、眞貝係長
代表：03-5253-5111 (内線 23314、23323)
直通：03-5253-5612
FAX：03-5253-5615

令和3年度地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
- 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし16.2兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求
- 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

【要求内容】

- (1) 財源不足の補填については、令和2年度から令和4年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算(2.1兆円)を行う。
- (2) 令和3年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ(10.2兆円)、平成8年度以来26年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- (4) この概算要求は、仮置きの数値であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費の取扱いを含めた国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)
16兆1,933億円 + 事項要求 (R2 16兆5,882億円)
(R2比 ▲ 3,949億円)

令和3年度 地方交付税・地方特例交付金等 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(1)通常収支分

(単位:億円)

項 目	令和3年度 要求額 A	令和2年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
<地方交付税>				
一般会計からの繰入れ	158,104	156,085	2,019	1.3
財投特会からの繰入れ	0	0	0	—
地方法人税の法定率分	10,578	14,564	△ 3,986	△ 27.4
借入金償還	△ 6,000	△ 5,000	△ 1,000	20.0
借入金等利子	△ 749	△ 771	22	△ 2.9
前年度からの繰越分	0	0	0	—
剰余金の活用	0	1,000	△ 1,000	皆減
返還金	1	4	△ 3	△ 86.0
計	161,933	165,882	△ 3,949	△ 2.4
<地方特例交付金等>				
一般会計からの繰入れ	3,184	2,007	1,177	58.6
一般会計からの繰入れ 合 計	161,288	158,093	3,195	2.0

表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- 1 この概算要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を前提とした仮置きの数値である。その考え方は「令和3年度地方交付税の概算要求の概要」とおりのとおりである。
- 2 国税及び地方税の税収見積り等については、各目経済成長率等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 3 令和元年度の国税決算に伴う地方交付税の精算等については、今後の地方財政の状況等に応じて要求の修正を行う場合がある。
- 4 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び要求の修正を行う。

【地方特例交付金等】

この概算要求は、仮置きの数値であり、令和3年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求の修正を行う。

【事項要求】

令和3年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来26年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。

(2)東日本大震災分

(単位:億円)

項 目	令和3年度 要求額 A	令和2年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
復興特会からの繰入れ	事項要求	3,423	—	—

令和3年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

区分	令和3年度 当初要求額 A	令和2年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B
一般会計	国税4税の法定率分等 ①	131,930	150,898	△ 18,969 △12.6%
	所得税×33.1%	63,403	64,641	△ 1,238 △1.9%
	法人税×33.1%	30,520	39,935	△ 9,416 △23.6%
	酒税×50%	5,827	6,325	△ 499 △7.9%
	消費税×19.5%	39,464	42,352	△ 2,888 △6.8%
	(小計)	139,213	153,253	△ 14,040 △9.2%
	過年度補正予算精算分 (注1)	△ 3,004	△ 2,355	△ 650 27.6%
	令和元年度国税4税決算精算分	△ 4,279	0	△ 4,279 皆増
	(小計)	△ 7,283	△ 2,355	△ 4,929 209.3%
	一般会計からの加算分 ②	26,174	5,187	20,987 404.6%
法定加算等	5,246	5,187	59 1.1%	
臨時財政対策特例加算	20,928	0	20,928 皆増	
計(入口ベース) ①+②=③	158,104	156,085	2,019 1.3%	
特別会計	地方法人税の法定率分 ④	10,578	14,564	△ 3,986 △27.4%
	地方法人税×100%	11,110	14,564	△ 3,454 △23.7%
	令和元年度地方法人税決算精算分	△ 532	0	△ 532 皆増
	返還金 ⑤	1	4	△ 3 △86.0%
	特別会計借入金償還額 ⑥	△ 6,000	△ 5,000	△ 1,000 20.0%
	特別会計借入金利子 ⑦	△ 749	△ 771	22 △2.9%
	剰余金の活用 ⑧	0	1,000	△ 1,000 皆減
	前年度からの繰越 ⑨	0	0	0 -
	計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=⑩	3,829	9,797	△ 5,967 △60.9%
	地方交付税総額(出口ベース) ③+⑩	161,933	165,882	△ 3,949 △2.4%

(注1) 平成20、21、28、令和元年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の精算分である。

(注2) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

※1 令和3年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来26年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。

※2 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

令和3年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

(単位:兆円)

区 分	2年度	3年度		増減率(%)	仮試算の考え方	
		増減	増減率(%)			
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%		
給与関係経費	20.3	20.3	0.0	0.0	R2年度同額	
一般行政経費	40.4	41.1	0.7	1.7	社会保障費の増(自然増及び充実分・人づくり革命分の増)	
補助	22.7	23.2	0.5	2.3		
単独	14.8	14.9	0.1	1.0		
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	2.4		
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0		
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0		
投資的経費	12.8	12.8	0.0	0.0		R2年度同額
直轄・補助	6.6	6.6	0.0	0.0		
単独	6.1	6.1	0.0	0.0		
公債費	11.7	11.6	△0.1	△0.8		
その他	5.6	5.1	△0.6	△10.2	水準超経費の減	
計	90.7	90.8	0.0	0.0		
うち一般歳出計	75.8	76.5	0.7	0.9		
(歳入)						
地方税等	43.5	39.9	△3.6	△8.3	「中長期の経済財政に関する試算」(令和2年7月31日内閣府)による各種指標等を用いて試算	
地方税	40.9	38.2	△2.8	△6.8		
地方譲与税	2.6	1.8	△0.9	△32.8		
地方特例交付金等	0.2	0.3	0.1	58.6		
地方交付税	16.6	16.2	△0.4	△2.4	「令和3年度 地方交付税・地方特例交付金等概算要求の概要」参照	
国庫支出金	15.2	15.5	0.3	1.7		社会保障費の増
地方債	9.3	12.9	3.7	39.5		
うち臨時財政対策債	3.1	6.8	3.7	116.5		
その他	5.9	5.9	0.0	0.0		
計	90.7	90.8	0.0	0.0		
うち「一般財源」	63.4	63.2	△0.2	△0.4	注)2参照	
うち(水準超経費除き)「一般財源」	61.8	62.1	0.4	0.6	(交付団体ベース)	

- 注)1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「令和3年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。
- 3 緊急防災・減災事業費等の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 4 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- 5 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

令和3年度地方債計画（案）

【通常収支分】

（単位：億円、％）

項 目	令和3年度 計画額（案）(A)	令和2年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	16,195	0	0.0
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	4,778	0	0.0
3 公営住宅建設事業	1,110	1,110	0	0.0
4 災害復旧事業	1,148	1,148	0	0.0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,327	0	0.0
(1) 学校教育施設等	1,223	1,223	0	0.0
(2) 社会福祉施設	373	373	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	639	639	0	0.0
(4) 一般補助施設等	552	552	0	0.0
(5) 施設（一般財源化分）	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,907	26,807	100	0.4
(1) 一般	2,605	2,605	0	0.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,000	900	100	11.1
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺地対策	510	510	0	0.0
(2) 過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,820	59,720	100	0.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,570	5,570	0	0.0
2 工業用水道事業	338	338	0	0.0
3 交通事業	1,562	1,562	0	0.0
4 電気事業・ガス事業	260	260	0	0.0
5 港湾整備事業	555	555	0	0.0
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	3,599	0	0.0
7 市場事業・と畜場事業	343	343	0	0.0
8 地域開発事業	708	708	0	0.0
9 下水道事業	12,383	12,383	0	0.0
10 観光その他事業	100	100	0	0.0
計	25,418	25,418	0	0.0
三 臨時財政対策債	67,966	31,398	36,568	116.5
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(247)	(247)	(0)	(0.0)
総 計	154,004	117,336	36,668	31.3
内 普通会計分	129,451	92,783	36,668	39.5
訳 公営企業会計等分	24,553	24,553	0	0.0
資金区分				
公 的 資 金	65,542	47,547	17,995	37.8
財政融資資金	42,494	29,326	13,168	44.9
地方公共団体金融機構資金	23,048	18,221	4,827	26.5
(国の予算等貸付金)	(247)	(247)	(0)	(0.0)
民 間 等 資 金	88,462	69,789	18,673	26.8
市場公募	50,531	38,500	12,031	31.2
銀行等引受	37,931	31,289	6,642	21.2

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 地方財政法第33条の5の12の規定により発行する猶予特例債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

（備 考）

- 1 「東日本大震災分」に係る地方債計画については、別途策定するものとする。
- 2 辺地及び過疎対策事業については、現行の過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策の確立に対応し、所要の修正を行うものとする。
- 3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業の取扱いについては、予算編成過程で検討を行う。
- 4 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和3年度地方債計画（案）について

1 策定方針

令和3年度地方債計画（案）は、以下の考え方により策定している。

- ① 引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方公共団体が地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、所要の地方債資金の確保を図ること。
- ② 「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」及び「令和3年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」を踏まえること。

なお、資金区分ごとの所要額は、過去の地方債計画における資金区分ごとの割合を用いて算出した仮置きの数値である。

本計画（案）については、令和3年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。

また、「東日本大震災分」に係る地方債計画については、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額について、その全額を公的資金で確保を図ることとし、別途策定するものとしている。

2 計画額の規模

令和3年度の「通常収支分」に係る地方債計画（案）における計画額の規模は、以下により見込んだ結果、次表のとおり1兆5,004億円で、前年度計画額に比べ3兆6,668億円、31.3%の増となっている。このうち、臨時財政対策債等の特別分を除いた通常分の総額は、7兆7,438億円で、前年度計画額に比べ100億円、0.1%の増となっている。

① 通常分

(1) 国庫補助負担事業に係る地方債

上記策定方針を踏まえ、国庫補助負担事業に係る地方債については、全体として対前年度同額を基本として計上している。

(2) 地方単独事業に係る地方債

上記策定方針を踏まえ、地方単独事業に係る地方債については、全体として対前年度同額を基本として計上している。

(3) 公営企業会計等分に係る地方債

公営企業会計等分に係る地方債については、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連する地方公営企業関係の社会資本整備を着実に推進するため、上記策定方針を踏まえ、対前年度同額を基本として計上している。

② 特別分

地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債等については、「令和3年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」を踏まえ、所要額を計上している。

【通常収支分】

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 計画額(案) (A)	令和2年度 計 画 額 (B)	差 引		増 減 率 (C)/(B)×100
			(A)-(B)	(C)	
普通会計分	129,451	92,783	36,668		39.5
通常分	52,885	52,785		100	0.2
特別分	76,566	39,998	36,568		91.4
臨時財政対策債	67,966	31,398	36,568		116.5
財源対策債	7,700	7,700		0	0.0
退職手当債	800	800		0	0.0
調 整	100	100		0	0.0
公営企業会計等分	24,553	24,553		0	0.0
総 計	154,004	117,336	36,668		31.3
通常分	77,438	77,338		100	0.1
特別分	76,566	39,998	36,568		91.4

(注) 調整は、国庫補助負担金の一般財源化に伴う影響額に係る不交付団体への資金手当分及び特別法人事業税等による減収等に係る資金手当分である。

3 地方債資金の確保

地方債資金については、次表のとおり所要額の確保を図ることとしている。

【通常収支分】

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 計画額(案) (A)	令和2年度 計 画 額 (B)	差 引		増 減 率 (C)/(B)×100
			(A)-(B)	(C)	
公 的 資 金	65,542	47,547	17,995		37.8
財政融資資金	42,494	29,326	13,168		44.9
地方公共団体金融機構資金 (国の予算等貸付金)	23,048 (247)	18,221 (247)	4,827 (0)		26.5 (0.0)
民 間 等 資 金	88,462	69,789	18,673		26.8
市 場 公 募	50,531	38,500	12,031		31.2
銀 行 等 引 受	37,931	31,289	6,642		21.2
合 計	154,004	117,336	36,668		31.3

(注) 市場公募資金については、借換債を含め8兆2,931億円(前年度比1兆2,031億円、17.0%増)を見込んでいる。